

## 茨木市障害理解促進事業補助要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成30年条例第17号）の基本理念に基づき、「共に生きるまち茨木」を実現するために、団体が市内で実施する障害者福祉の啓発等を行うための必要な費用の補助について必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象)

第2 第3第1項の補助の対象となるものは、次のいずれにも該当する団体又は事業者が行う事業とする。

- (1) 主たる活動拠点を市内に有し、構成員の数が10人以上の団体又は事業者であること。
- (2) 政治的又は宗教的な活動を目的としないものであること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下この号において同じ。）若しくはその統制下にあるもの又は暴力団の構成員の統制下にあるものでないこと。
- (4) 定款、規則、会則等による運営がなされているものであること。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設、同法第51条の14に規定する指定一般相談支援事業者、同法第51条の17に規定する指定特定相談支援事業者並びにこれらと同等であると市長が認める事業者等でないこと。

2 第3第2項の補助対象となるものは、市内に有する法第29条に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設、同法第51条の14に規定する指定一般相談支援事業者、同法第51条の17に規定する指定特定相談支援事業者並びにこれらと同等であると市長が認める事業者等が行う事業とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象外とする。

- (1) 本市が設置する施設の指定管理者が行う事業
- (2) 補助を行う年度の初日において次のいずれかに該当する事業者が行う事業
  - ア 障害者総合支援法第50条第1項、第51条の29第1項又は第2項の規定により指定を取り消された日から5年を経過しない事業者
  - イ 障害者総合支援法第50条第1項第6号、第51条の29第1項第6号又は同条第2項第5号に規定する費用の請求に関する不正が認められた事業者で、費用

の返還が完了していないもの

(3) 前号に掲げるもののほか、補助を行う年度において次のいずれかに該当する事業者が当該事業者に関連することとなった日以後に行う事業

ア 障害者総合支援法第50条第1項、第51条の29第1項又は第2項の規定により指定を取り消された事業者

イ 障害者総合支援法第50条第1項第6号、第51条の29第1項第6号又は同条第2項第5号に規定する費用の請求に関する不正が認められた事業者

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、国又は他の地方公共団体から補助金等の交付を受けていない事業とする。

(1) 市内に在住し、在勤し、又は在学している者を主な対象として市内で実施する次に掲げる事業

ア 障害者福祉の啓発

イ 障害者との交流を深める行事

(2) 障害理解の促進に関する研修会の開催

2 市内で実施する不特定多数の者を対象とした障害理解や障害者との交流に資する行事（自主製品等の販売等を含む。ただし、定例的な販売会等は除く。）

(補助対象経費)

第4 補助の対象経費は、第3各号に掲げる事業に要する経費のうち、別表に掲げるもの（補助金の交付を受けるものが消費税等の課税事業者の場合は消費税等を除く。）であって、市長が適当と認めるものとする。

(補助金額)

第5 補助額は、補助対象経費の合計額に5分の4を乗じて得た額又は50,000円のいずれか少ない額とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助対象事業においてこの要綱による補助金以外の収入がある場合は、当該補助対象経費の合計額から当該収入の額を減じた額と前項の規定による額とを比較していずれか少ない額を補助額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第3第2項の場合は販売による収入は補助対象経費の合計額から控除しない。

4 前3項の規定による補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

5 第3第2項の場合は、工賃の原資となる会計とは別の会計処理を行わなければならない。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市障害理解促進事業補助金交付申

請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 市民活動団体（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を含む。）、サークル、その他市長が認める団体にあつては、団体の定款、規則、会則等の写し及び団体の活動内容が確認できる資料（総会資料、チラシ等）

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7 市長は、第6の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市障害理解促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

2 前項の規定による審査により、補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し茨木市障害理解促進事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

4 同一年度における1補助対象者に対する補助の回数は、1回を限度とする。

（変更の申請等）

第8 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第6に準じて茨木市障害理解促進事業補助金交付変更承認申請書（様式第6号）及び変更収支予算書（様式第7号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があつた場合、市長は、第7に準じて決定の内容を変更し、茨木市障害理解促進事業補助金交付変更承認通知書（様式第8号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第9 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市障害理解促進事業補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第10号）

(2) 収支決算書（様式第11号）

(3) 領収書（写）

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第10 市長は、第9の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、茨木市障害理解促進事業補助金確定通知書（様式第12号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第11 第10の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市障害理解促進事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第12 市長は、第11の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

（検査）

第13 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象者に対して、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第15 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

（助成の取消し等）

第16 市長は、補助金の支給を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込がないとき。

(4) 当該事業完了後の請求額が、申請時の見積額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、茨木市障害理解促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により当該補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17 市長は、第16の規定により補助金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に支給されているときは、茨木市障害理解促進事業補助金交付取消通知書兼返還命令書（様式第15号）により、期限を定めてその返還を命じることができる。

(協力)

第18 市長は、補助金の交付を受けたものに対し、必要に応じて次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 実施された啓発交流事業及び障害理解研修会等の紹介
- (2) 「共に生きるまち茨木」を実現するための取り組みへの参加
- (3) その他市長が必要と認める事項

(市長の指示)

第19 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市障害理解促進事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市障害理解促進事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市障害理解促進事業補助要綱

によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年4月25日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市障害理解促進事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第15の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市障害理解促進事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

## 別表

科 目	内 容
人件費	事業実施に直接必要な賃金など（スタッフアルバイト料、交通費など）（第3第2項の場合は除く）
報償金	講師、専門的立場の方、出演者への謝礼など
旅費	講師、専門的立場の方、出演者の旅費、宿泊費
消耗品費	材料、事務用品その他の消耗品にかかる経費（単価が1万円未満のもの）
印刷製本費	チラシ、冊子、資料などの印刷や製本にかかる経費
光熱水費	事業実施に直接必要な光熱水費
通信運搬費	郵便、宅配、電話料金等にかかる経費
広告料	事業の広告宣伝などにかかる経費
手数料	振込手数料、クリーニングなどにかかる経費
保険料	スタッフボランティア保険、行事保険などにかかる経費
委託料	ごみ処理委託、会場設営委託などにかかる経費
使用料	会場借上、機器レンタルなどにかかる経費
その他	その他事業実施に直接必要な経費で市長が特に認めるもの

様式第1号（第6関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

⑨

（自署の場合は押印不要）

電話番号

### 茨木市障害理解促進事業補助金交付申請書

茨木市障害理解促進事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 申請者の区分 ※以下のいずれかにチェックをお願いします。

消費税等の課税事業者 その他

4 事業の目的

5 添付書類

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) その他参考となる資料（定款、規約、会則、総会資料、チラシ等）

6 補助対象要件（要綱第2に規定する要件）について

- 政治又は宗教的活動を目的とした団体ではありません。
- 暴力団若しくはその統制下にある団体、又は暴力団構成員の統制下にある団体ではありません。
- 要綱第2第3項の規定に該当していません。

7 協力依頼（要綱第18に規定する協力）について

- 確認しています。

## 事業計画書

1 事業名	
2 地域の現状	
3 事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
4 事業内容	
5 実施に向けたスケジュール	
6 期待される事業効果	
7 申請事業の経費	円
8 補助申請額	円
9 次年度以降の展望	

## 収 支 予 算 書

## 1 収入の部

	項 目	予算額(円)	備 考
補助対象経費			
小 計 ①			
その他			
小 計 ②			
合 計 (①+②)			

## 2 支出の部

	項 目	予算額(円)	備 考
補助対象経費			
小 計 ③			
その他			
小 計 ④			
合 計 (③+④)			

様式第4号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者名 様

茨木市障害理解促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市障害理解促進事業補助金は、次の条件を  
付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

様式第5号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者名

様

茨木市障害理解促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市障害理解促進事業補助金については、次の理由により不交付とします。

不交付の理由

年 月 日

茨木市長

様式第6号（第8関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名 ㊟

（自署の場合は押印不要）

電話番号

茨木市障害理解促進事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市障害理解促進事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 円

5 変更後交付申請額 円

6 差引増減額 円

7 添付書類

変更収支予算書（様式第7号）

## 変更収支予算書

### 1 収入の部

	項目	予算額(円)	変更後の 予算額 (円)	比較 (円)		備考
				増	▲減	
補助 対象 経費						
	小計 ①					
その他						
	小計 ②					
	合計 (①+②)					

### 2 支出の部

	項目	予算額(円)	変更後の 予算額 (円)	比較 (円)		備考
				増	▲減	
補助 対象 経費						
	小計 ③					
その他						
	小計 ④					
	合計 (③+④)					

様式第8号（第8関係）

年 月 日

茨木市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名

様

茨木市障害理解促進事業補助金交付変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市障害理解促進事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 変更増減額   | 円 |
| 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

様式第9号（第9関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名 ㊟

（自署の場合は押印不要）

電話番号

### 茨木市障害理解促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

4 申請者の区分 ※以下のいずれかにチェックをお願いします。

消費税等の課税事業者 その他

5 補助事業の成果

6 添付書類

(1) 事業報告書（様式第10号）

(2) 収支決算書（様式第11号）

## 事業報告書

1 事業名	
2 事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
3 事業内容	
4 参加人数	人 (内訳)
5 総事業費	円
6 補助金交付決定額	円
7 今後の活動計画 (予定)	

# 収 支 決 算 書

## 1 収入の部

	項 目	予算額(円)	決算額(円)	比 較 (円)		備 考
				増	▲減	
	補助対象経費					
	小 計 ①					
	その他					
	小 計 ②					
	合 計 (①+②)					

## 2 支出の部

	項 目	予算額(円)	決算額(円)	比 較 (円)		備 考
				増	▲減	
	補助対象経費					
	小 計 ③					
	その他					
	小 計 ④					
	合 計 (③+④)					

様式第12号（第10関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者名 様

茨木市障害理解促進事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市障害理解促進事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額   | 円 |

年 月 日

茨木市長

様式第13号（第11関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

⑩

茨木市障害理解促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市障害理解促進事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金額 円

様式第14号（第16関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者名

様

茨木市障害理解促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け茨木市障害理解促進事業補助金実績報告書を審査の結果、補助金の交付決定を取消すことに決定しましたので、通知します。

- |            |   |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金取消額   | 円 |

年 月 日

茨木市長

様式第15号（第17関係）

茨 第 号  
年 月 日

団 体 名

代表者名 様

茨 木 市 長

茨木市障害理解促進事業補助金交付取消通知書兼返還命令書

年 月 日付け茨指 第 号で通知した茨木市障害理解促進事業補助金の交付決定については、次のとおり取消しを行います。

また、既に交付を受けている補助金については、次のとおり返還してください。

1 事業の名称		
2 交付決定額	円	
3 取消しの根拠	茨木市障害理解促進事業補助要綱 第16 第 号	
4 取消しの理由		
5 補助金の返還	茨木市指令 第 号	
	この取消しにより、既に交付している補助金等について、次のとおり返還してください。	
	返還の根拠	茨木市障害理解促進事業補助要綱 第17
	返還金額	円
	返還期日	年 月 日
	返還方法	添付の納入通知書による。
6 備 考		